

大月東小学校 いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

- ① いじめは決して許さない。
- ② どの子にも どの学校でも起こりうる。
- ③ どの子も被害者にも加害者にもなり得る。
- ④ 学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- ⑤ 子どもたちに、いじめが、いかに人権を奪い損ねる行為であるかを伝え理解させていく。
- ⑥ いじめ問題には、学校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- ⑦ 「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して好ましい人間関係や豊かな心の育成に努める。

いじめの定義・・・いじめ防止対策推進法第2条

いじめとは・・・当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛をかかっているものをいう。

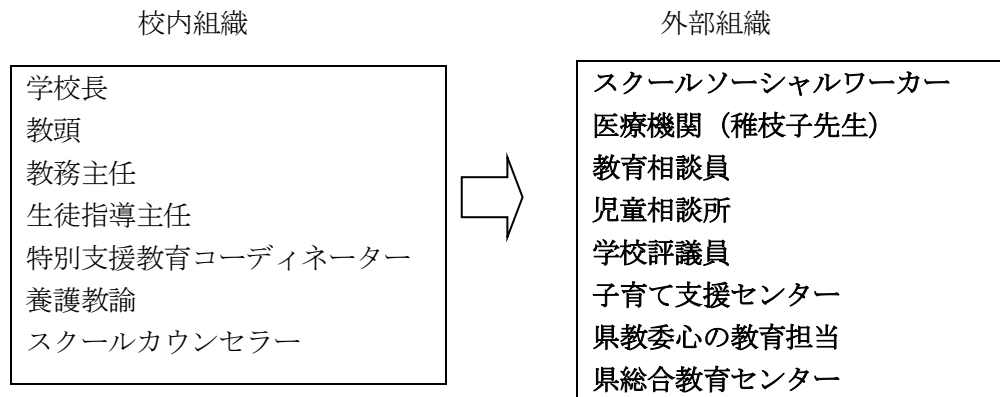
けんかやふざけ合いについても、背後にある事情を調査することが必要である。

いじめに関する基本的認識

- ① いじめは人間として決して許されない行為である。
いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは、子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうる。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われる。
- ④ いじめには、様々な態様があること。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後の注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校・家庭・地域など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

① いじめ対策委員会の構成員



② いじめ対策委員会の役割

- ☐ 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ☐ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ☐ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報を収集・記録し共有する。
- ☐ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

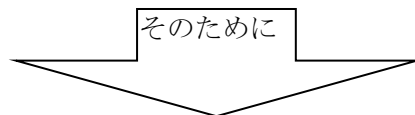
※外部組織については、必要に応じて相談、専門的な立場から指導・助言をいただく。

※生徒指導部会や特別支援教育委員会とも連携していく。

3 未然防止の取組

（１）未然防止の基本

- ① 安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ② 居場所づくり・絆づくりを進める中で、ひとりひとりの児童に集団としての自信や自覚を育んでいく。



◇日常の中で基本的な生活習慣を指導し授業や行事に前向きに取り組む姿勢を醸成する。

◇わかる授業・楽しい授業づくりに努め、児童が参加し活躍できるようにする。

※ストレスの除去 → 好ましい友人関係 楽しい学習 基本的な生活習慣

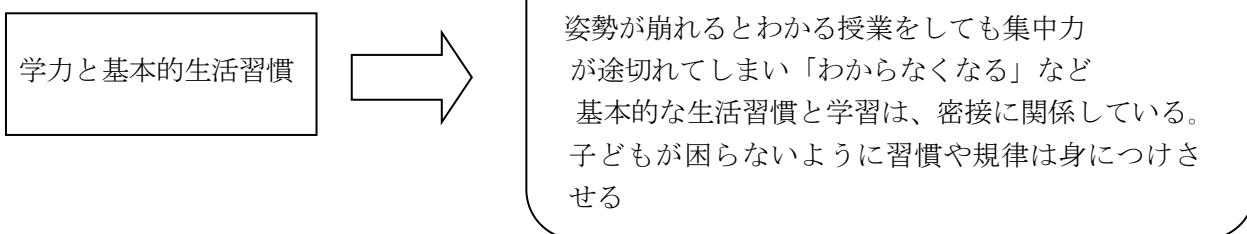
（２）教師に求められるもの

- ① 授業改善→公開しあい互いに学びあう風土をつくる。
- ② わかる授業を通して子どもたちに自信とやる気をつくる→学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいは、意欲を低下させ、学力の低下をもたらす、生徒指導上の問題にも繋がる。
- ③ 学習を成立させていく大前提の学習規律を確立していく。

- ④ コミュニケーション力を育成していく。
- ⑤ 教師の不適切な言動や、差別的な態度や言動、厳にこれを慎む。
- ⑥ 道徳教育を充実させる。
- ⑦ 障害のある児童や、性同一性障害や性的指向性自認に係る児童、特に配慮が必要な児童へ組織的に指導していく。

(3) 児童に育むこと

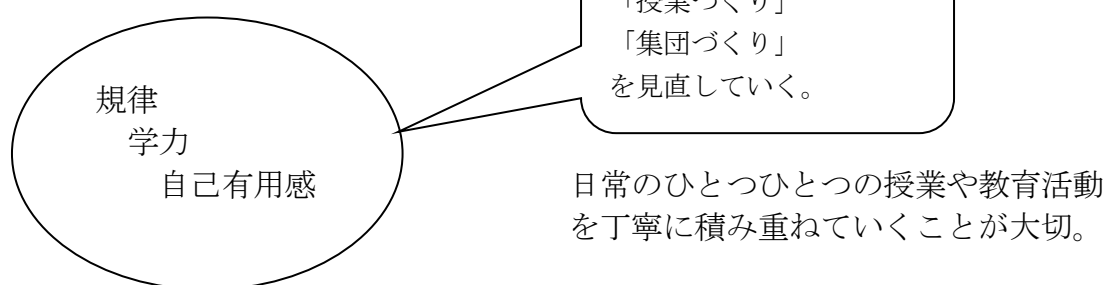
- ① 仲間作り、集団づくり、縦割り活動などを通して、児童が交流や体験を通して学ぶ。
- ② 活動を通して、他者の役に立っているという自己有用感を獲得していく。
- ③ 認めてもらっている 大切にされているという思いを体感していく。
- ④ ストレスをコントロールする力を身につけていく。
- ⑤ 児童会をはじめ各教室でも、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考え行動できるようにしていく。



いじめに向かわせない学校づくり＝いじめの未然防止

きちんと授業に参加し 基礎的な学力を身につけ 認められているという実感をもつ。

生活指導と学習指導の両面
から子どもたちを育てる。



4 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のためには、日頃からの教師と児童の信頼関係が何よりも大切である。いじめは、教職員や大人たちが気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識しておく必要がある。私たち教職員は、児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の向こうにある心の叫びを感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させていかなければならない。日頃から、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く保つことや、複数の眼で、見守るという校内体制が大切だ。アンケートや教育相談の実施など、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に努めると共に、児童に関わる情報を教職員間で共有し、必要に応じて、保護者から情報を収集するよう努めなければならない。

(1) 早期発見の基本

① 児童の些細な変化に気づくこと

② 気づいた情報を確実に共有すること

■変化に気づかない→教師の感性の問題

■気づきながら見逃す・聞き逃す→教師の人権感覚の欠如

(2) 発見後の対応の具体例

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった場合など・・・

① 5W1H (いつ どこで 誰が 誰と 何を どのように) を記録し集約

② 必要に応じて関係者を招集し、対応を考える体制をつくる

■重大事案に至ったいじめ→情報放置 問題矮小化

(3) 変化に気づくための手立て

① アンケート調査

② 日記 個人ノート

③ 個人面談

④ 教育相談

⑤ 日々の観察

⑥ 保健室の様子

⑦ 本人からの相談

⑧ 周りの友だちからの相談

⑨ 保護者からの相談

⑩ 地域の方からの情報

(4) 「目に見えにくいいじめ」「暴力を伴わないいじめ」

普段から健康アンケートや個人面談を行うとともに、相談にきたら親身に誠実に対応し、信頼・安心・安堵を気持ちを抱けるように誠実に対応する。

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上など、児童の人格向上に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は、設置者（市教育委員会）と連絡を取り、所轄警察署と相談する。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者（市教育委員会）からの指示に従って必要な対応を行う。

(3) いじめられた児童またはその保護者への支援

組織として対応する。プライバシーを守り、迅速に保護者に連絡するとともに、明らかになった事実関係を適時・適切に、経過報告も含めて伝える。この際、関係者の個人情報には、十分配慮するが、いたずらに個人情報を楯に、説明を怠ってはならない。

(4) いじめた児童またはその保護者への助言

組織として対応する。いじめの行為そのものは許されるべきものではない。毅然とした態度で対応するが、加害者となった児童の人格向上をめざし、教育的配慮のもとでのケアを行うよう留意する。保護者に対しても、関係機関や専門機関と連携し必要な指導・助言をしてもらう。

(5) いじめが起きた集団への対応

いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を仕組んでいく。臨時の学級会や集会などを開き、いじめは、絶対に許されない行為であり、根絶していくという態度を行き渡らせる。

(6) ネット上のいじめへの対応

情報モラル教育を意図的・計画的に仕組み、推進していく。

学校単独で対応することが困難と判断した場合には、学校の設置者と相談しながら、警察や専門機関と連携して対応する。

(7) いじめの解消

いじめが解消したと判断するには、いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。

(8) 教育相談体制の充実

教職員の業務の見直しを行い、相談時間を一層確保するなど、教育相談体制を充実させる。

(9) 重大事案への対応

調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言しない。また、調査を行う組織を平時から設置しておく。

いじめの重大事態については、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）（以下「重大事態ガイドライン」という。）により適切に対応する。

○重大事態ガイドラインの構成

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第4章 重大事態を把握する端緒

第5章 重大事態発生時の対応

第6章 調査組織の設置

第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

第8章 重大事態調査の進め方

第9章 調査結果の説明・公表

第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護

第11章 調査結果を踏まえた対応

第12章 地方公共団体の長等による再調査

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致し協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、組織で情報を共有し、組織的に対応することが大切だ。いじめがあった場合の組織的対応を可能にするように、平素から対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図っていく。

(2) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題などに関する校内研修を行う。
具体的な事例から学んだり、専門的な知見を有している方の話を聞いたりする。

(3) 校務の効率化

子どもたちの声に耳を傾ける時間的なゆとりのためにも、子どもたちと日常的にふれあう時間の確保のためにも、校務の精選と効率化に努める。4月当初の職員会議において、十分議論し確認しあうことが大切。

(4) 学校評価

いじめに関する取組について、学校評価の項目の中に位置づけ評価していく。ここでいう学校評価には、教職員が自らの取組を評価する自己評価と、子どもたちの実態を把握するための児童評価がある。想定される内容は以下のような内容であるが具体的には、取組評価アンケート（別紙参照）の中で記述することとする。

- ① 授業改善に関する取組
- ② 集団づくり・友だち関係に関する取組
- ③ 社会性育成に関する取組
- ④ いじめに関する学習の取組
- ⑤ いじめをなくすための児童会・学級会の取組
- ⑥ 保護者・地域に対する啓発の取組
- ⑦ アンケート調査や個人面談の取組
- ⑧ 関係機関との連携のあり方
- ⑨ 教職員の研修の取組
- ⑩ 組織としての機能

等々の項目について、評価項目の中に位置づけ、各学期を期間として評価しPDCAサイクルで検証していく。その結果を受けて、取組が適切に行われたかを評価し、次の取組期間に生かしていく。

いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会	保護者への啓発			教職員研修	いじめ対策委員会
	事故発生時に緊急対応会議開催					
防止対策	学級づくり 集団づくり 児童会の取組 人間関係づくり					
	ネット犯罪防止教室			福祉教室 人権教室		
早期発見			いじめアンケート			
	他機関との関係構築・連携					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議						いじめ対策委員会
	事故発生時に緊急対応会議開催					
防止対策	学級づくり 集団づくり 児童会の取組 人間関係づくり					
			福祉教室 人権教室			
早期発見		いじめアンケート		保護者アンケート	いじめアンケート	
	他機関との関係構築・連携					

平成31年改訂
令和8年改訂